

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 7 年度指宿維持出張所管内応急対応作業（その 1）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 瀬 戸 祐 介 鹿児島県鹿児島市浜町 2 番 5 号
契 約 締 結 日	令和 7 年 8 月 2 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社岩田組 鹿児島市郡元町 1 8 番 8 号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 3 0 8 , 0 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 3 1 9 , 0 0 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 工事件名 : 令和7年度指宿維持出張所管内応急対応作業 (その1)

2. 工事場所 (履行場所) : 国道225号 峯尾峠付近

3. 随意契約の相手方 : 住所 〒890-0069
鹿児島市南郡元町18番8号

会社名 株式会社岩田組
代表取締役 山崎 宗紀
電話 099-257-6566

4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・理由

本作業は、令和7年8月21日からの台風12号の影響により、応急対応作業を行うものである。

(2) 理由

株式会社岩田組と「令和6・7年度災害時における応急対策業務に関する基本協定（以下基本協定という）」を締結している。また、基本協定第6条に契約の締結についての定めもあることと、豊富な経験と実績を有しているため、当該応急復旧作業を行うにあたり、出動体制を確保し、最も短い時間で対応できる基本協定締結者は株式会社岩田組である。

以上のことから、株式会社岩田組は本件を適正に履行できる唯一の契約相手である。このため本件は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により株式会社岩田組と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

鹿児島国道事務所
管理第二課長